# 「令和7年(2025年)8月10日からの大雨」で被災された方への栄養士・調理師免許再交付に係る手数料免除のお知らせ

令和7年(2025年)10月27日 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

令和7年(2025年)8月10日からの大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害により被災された皆様におかれましては、熊本県健康づくり推進課所管の下記手数料について、免除措置を受けることができますのでお知らせします。

記

- 1 免除対象となる申請種別及び手数料額
  - (1) 栄養士免許証再交付申請(手数料額:3,700円):全額免除
  - (2)調理師免許証再交付申請(手数料額:3,700円):全額免除
- ※ 熊本県知事が発行したものに限ります。

#### 2 免除対象者

令和7年(2025年)8月10日からの大雨の影響により上記免許証を亡失又は損傷した方 【主な事例】

大雨により家屋が損壊又は浸水したことにより、免許証を亡失又は損傷した場合

- ※ その他の事例が対象となるかどうかについては、末尾問合せ先までお問合せください。
- 3 免除対象となる期間

令和7年(2025年)8月10日から令和8年(2026年)3月31日

※ 申請書の申請日をもって判断する

#### 4 免除の手続き

各申請書に必要な書類に添えて、手数料免除申請書(様式1)に必要事項を記入し、り災証明書の写しを持 参のうえ、申請窓口に直接提出してください。

- ※ り災証明書が発行されない場合は、被災状況を示すにあたり参考となる書類を持参してください。
- ※ 各様式の記入にあたっては、様式に記載されている注意事項に従ってください。

## 5 手数料の払戻しの手続き

免除の対象となる方が手数料を既に支払っており、払戻しを希望する場合は、住所地を所管する申請窓口又は健康づくり推進課までお問合せください。

※ 払戻しの申し出ができる期間は、上記3の免除対象となる期間に限られます。

### ●免除に係る申請窓口

住所地を所管する各保健所(熊本市の場合は熊本市保健所、山鹿市の場合は山鹿市役所福祉課)

## ●栄養士及び調理師免許証に関するお問合せ先

熊本県庁健康福祉部健康局健康づくり推進課 健康長寿・食育班

TEL: 096-333-2252 FAX: 096-383-0498